

広島大学附属東雲中学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 本会は広島大学附属東雲中学校PTAと称し、事務所は広島大学附属東雲中学校（以下本校という）内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は学校ならびに家庭での教育の向上と充実を図るために、よりよい環境づくりと会員の教育への理解を深め、教養の充実向上を目的とする。

第3章 性 格

第3条 本会は次の性格を持つ。

1. 教育を本旨とする民主的団体として活動する。
2. 自主独立のものであって、他の如何なる団体の支配や干渉をも受けてはならない。但し、目的を一にするものとは協力をすることができる。
3. 本校の管理と人事には干渉しない。

第4章 会 員

第4条 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者、ならびに本校の教員とする。但し、役員は次期役員が決定し任務が終了するまで会員とする。

第5章 会 議

第5条 本会に次の会議を置く。

1. 総 会
2. 役 員 会
3. 学年委員会
4. 部 会
5. 特別委員会

但し、特別委員会は第28条の規定が適用されたときに限る。

第6条 定期総会は毎年5月末日までに開く。その他必要に応じ、臨時に総会を開くことができる。総会の議決および承認は、出席者の過半数の賛成による。

第7条 総会においては、次の事項を行う。

1. 前年度事業の報告
2. 前年度決算の承認
3. 会長、監査の承認
4. 新年度事業計画および新年度予算の審議ならびに承認
5. 会則の改廃の審議ならびに承認
6. その他必要な事項の承認

第8条 役員会は役員と監査をもって構成し、原則として隔月一回定例会議を開く。その他必要に応じて、臨時の会議を開くことができる。役員会は、次

の事項について協議処理する。

1. 会の企画とその運営に関する事。
2. 財産造成とその運営に関する事。
3. 会費その他総会に提出する議案に関する事。
4. 特別委員会の設置に関する事。
5. 各部に対する事業方針の指示に関する事。
6. その他必要な事項に関する事。

第9条 学年委員会はその学年に属する学級委員をもって構成し、学年独自の問題を協議処理する。

第10条 部会はその部に属する部員をもって構成し、その部の任務を遂行するために必要な事項を協議処理する。

第6章 役員ならびに監査

第11条 本会には次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 名 誉 会 長 1名
3. 副 会 長 2名
4. 名 誉 副 会 長 1名
5. 学年正・副委員長 8名
6. 正・副部長 4名
7. 庶 務 2名(うち1名は教員)
8. 会 計 1名

第12条 本会には監査2名を置く。

第13条 役員ならびに監査の選出は次の通りとする。

1. 会長ならびに監査の選出は、学年正・副委員長および1年、2年、特別支援学級の保護者より1名ずつ選ばれた代表をもって構成する選考委員会において、原則として3月末までに会員中より選出し、総会において承認する。
2. 副会長、庶務、会計は会長の委嘱による。但し、教員側役員は本組織による。
3. 名誉会長は校長、名誉副会長は副校長が就任する。
4. 学年委員長については第18条の規定による。
5. 部長はそれぞれの部に属する部員の互選による。

第14条 役員ならびに監査の任期は1ヶ年とし、定期総会の日より次期役員ならびに監査の決定まで、その任に当たるものとする。

第15条 役員ならびに監査の任期中に欠員が生じたときは、第13条に基づき欠員の補充選出を行う。任期は前任者の残存期間とする。

第16条 役員ならびに監査の任期は次の通りとする。

1. 会長は会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 学年委員長については第21条の規定による。
4. 部長については第27条の規定による。
5. 庶務は各種会議の記録、その他委任された職務を行う。
6. 会計は本会の会計を処理する。
7. 監査は会計の監査を行う。
8. 名誉会長、名誉副会長は会長の諮問に応ずる。

第7章 学級委員

第17条 学級委員は各学級より5名ずつ選出する。但し、特別支援学級は3個学年を合わせて4～6名選出する。

第18条 同一学年に属する学級委員は、一方の学級から学年委員長を、他の学級から副委員長を選出する。

第19条 学年委員長、副委員長は、会員相互の親睦と理解を深めることにより学校に協力する。学年委員長、副委員長は、同一学年に属する各学級から選出された学級委員の互選による。但し、特別支援学級は合わせて1個学年とみなす。学年委員長、副委員長は、学級担任と協力して学年の教育活動の充実を図る。

第20条 学年委員長および副委員長に就任しない学級委員は、それぞれの部の部員となる。

第21条 学年委員長はその学年の学級委員を代表し、副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

第8章 各部ならびに特別委員会

第22条 本会は運営のために次の2部を設ける。

1. 生活部
2. 文化部

第23条 各部の任務は次の通りとする。

1. 生活部は、生徒の生活指導を行い、環境の充実や相互の教養の向上を図るとともに、生徒の健康管理の問題や将来の問題について学校に協力する。
2. 文化部は、会員相互の理解を深め、生徒の情操の深化を図るとともに、広報活動を行うことにより学校に協力する。

第24条 各部は、各学級から選出された部員2名ずつで構成する。

第25条 各部には、本校組織に従い教員若干名が所属する。

第26条 各学級から選出された部員は、互選により部

長および副部長を選出する。

第27条 部長はその部を統括し、部の運営にあたり、副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。

第28条 必要に応じ役員会の承認を得て特別委員会を設置することができる。特別委員会の委員長は、会長、副会長、学年委員長、部長の中から兼任するものとする。

第9章 会計

第29条 本会の経費は会計により賄う。

第30条 会費の金額は総会において決定する。

第31条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 基金

第32条 本会は、本会の目的遂行のために必要な基金を設けることができる。基金の設置に際しては、運用規定を作成しなければならない。

第33条 本会を運営する上に必要な細則は、別に定める。

施行細則

第1項 会費は普通会費と特別会費の2種とし、PTA運営費として運用する。

1. 普通会費は生徒1人につき月額1,700円
2. 特別会費は生徒1人につき入学時2,000円

第2項 会費は、毎月23日までに原則として本会指定銀行の「指定振替口座」に入金する。

第3項 新年度予算が成立するまでは、暫定予算により執行する。

第4項 予算の更改流用の必要が生じた時は、予算総額以内は、役員会の決定により執行できる。予算総額を超える場合は、総会の承認を要する。

第5項 本会の手当規定、感謝規定、慶弔規定は別に定める。これらの規定の改廃は、役員会の決定による。

第6項 附属東雲小学校PTAと連絡のために、連絡協議会を置く。両会の会長、副会長、名誉副会長で構成し、いずれか一方の会長が必要と認めたときは、これを開き、事務は両会の庶務会計があたる。

第7項 連絡協議会においては、次の事項について協議する。

1. 両会が連絡を必要とすること。
2. 共有財産に関すること。